

日本生理学会 会員および評議員に関する規約

平成 25 年 4 月 1 日施行

会 員

(入 会)

1. 本学会の正会員になろうとする者は、本学会正会員の紹介による所定の入会申込書に所定の経費を添えて提出し、理事長の承認を得なければならない。

(会員の権利)

1. 会員(賛助会員を除く)は、日本生理学会大会および地方会において、筆頭演者として業績を発表することができる。但し、大会での発表は、演題申込み時に会員の資格を有しその事業年度の会費を納入していること、および発表時においてもその事業年度の会員資格を有することを条件とする。
2. 入会申込中の者で、所定の経費を納入している場合は、会員とみなす。
3. 会員は、日本生理学雑誌に投稿し、また同誌の頒布を受けることができる。

評議員

(評議員の選考)

1. 本学会の評議員となれる要件は、原則として満3年以上正会員として在籍し、満5年以上の生理科学またはその関連分野の研究歴があり、相当する生理科学またはその関連分野の業績発表がある者で、評議員が推薦する者とする。
2. 評議員の選考は、理事会の議を経て社員総会で行う。
3. 学生会員が評議員となった時は、一般会員(学生会員でない正会員)に移行するものとする。
4. 評議員は、一般会員でなくなった場合に、評議員も同時に辞任したものとみなす。また、本人の申し出により、辞任することができるものとする。

(評議員の権利と役務)

1. 評議員は、理事の候補者を予備選考し、社員総会に提案する。
2. 評議員は、生理学会大会の大会長、監事となることができる。
3. 評議員は、地方会の運営にあたることができる。